

議案第 27 号

塩谷広域行政組合の共同処理する事務の一部廃止及び同組合同規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、令和4年4月1日から、塩谷広域行政組合の共同処理する事務の一部を廃止し、同組合同規約の一部を別紙のとおり変更する。

令和4年3月2日

高根沢町長 加藤公博

塩谷広域行政組合規約変更の概要について

1 変更理由

組合の共同処理する事務のうち、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく児童発達支援施設の設置及び管理運営に関する事務について、こども発達支援センターたけのこ園を民間に移譲することになったので、同事務を令和4年3月31日をもって廃止することから、組合規約を変更するものです。

2 変更内容

- ① 組合の共同処理する事務から次の事務を削除
児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく児童発達支援施設の設置及び管理運営に関する事務（第3条第5号）
- ② ①に伴う号の繰り上げ及び引用号ずれの修正

3 施行日

令和4年4月1日

塩谷広域行政組合格約の一部を変更する規約

塩谷広域行政組合格約（昭和 54 年栃木県指令地第 888 号）の一部を次のように変更する。

改正後	改正前
<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第 3 条</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p>(ふるさと市町村圏基金の設置)</p> <p>第 12 条 <u>第 3 条第 6 号</u>の事業（公共施設及び公用施設の建設事業並びに土地の購入を除く。）の実施のため、別に条例で定めるところにより、塩谷地方ふるさと市町村圏基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>	<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第 3 条</p> <p><u>(5)</u> <u>児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく児童発達支援施設の設置及び管理運営に関する事務</u></p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p>(ふるさと市町村圏基金の設置)</p> <p>第 12 条 <u>第 3 条第 7 号</u>の事業（公共施設及び公用施設の建設事業並びに土地の購入を除く。）の実施のため、別に条例で定めるところにより、塩谷地方ふるさと市町村圏基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。